

# 交通キャッシュレス決済データ等分析評価検証業務委託 仕様書

## 第1 総則

### 1 適用

本仕様書は、令和8年度から12年度に実施する「交通キャッシュレス決済データ等分析評価検証」業務に適用する。

### 2 業務の目的

- (1) 本業務委託では、令和5年度から「ぐるっとまつもとバス」にて本格運用を開始した交通キャッシュレスシステム（チケットQR：令和5年11月～、クレジットカード決済：令和6年2月～、地域連携ICカード：令和8年4月～）から取得される乗降位置情報等のデータ等を集計、分析及び評価を行う。
- (2) 対象の路線、データ等は「アルピコ交通一般路線」、「コミバス」、「市営バス」にて取得される交通キャッシュレスデータの他、乗務員のカウントによる取得データを含め、「地域主導バス」も対象とする。
- (3) 持続可能な公共バス路線のリ・デザインを目的とし、令和12年度までの継続的なモニタリングを前提に、現状の問題、課題の抽出、仮説の立証及び提起、そして改善策の提案をアウトプットとする。
- (4) なお、令和9年度については、地域連携ICカード導入後、1年間を通じた分析が可能であることから、交通キャッシュレスデータに加え、発注者松本市が別に実施したPT調査等、各種調査データも材料に加え、公設民営事業第2期中途見直しも見据えた、より詳細かつ新たな視点による分析を行うこととする。

### 3 契約期間

契約日から令和13年3月31日まで

ただし、各年度の納入期限は以下のとおりとする。

年度	納入期限
令和8年度	令和9年3月31日
令和9年度	令和10年3月31日
令和10年度	令和11年3月31日
令和11年度	令和12年3月31日
令和12年度	令和13年3月31日

### 4 分析対象

#### (1) 路線

ア アルピコ交通一般路線

（チケットQR、クレジットカード決済、地域連携ICカード）

※ 地域連携 I C カードは令和 8 年 4 月 1 日以降

イ コミバス

(チケット QR、クレジットタッチ決済、乗務員 OD データ)

ウ 市営バス

(チケット QR、クレジットタッチ決済、乗務員 OD データ)

※ クレジットタッチ決済は令和 7 年 9 月まで

エ 地域主導バス

(乗務員 OD データ)

※ 別紙「対象路線一覧」のとおり

## (2) データ

ア チケット QR ( I D、OD、時間、路線、他)

イ クレジットタッチ決済 (同上)

ウ 地域連携 I C カード (OD 他)

エ 乗務員 OD データ (エクセルにて提供)

オ 令和 9 年度分析用基礎調査データ等 (令和 7 年度実施)

(ア) P T 調査

(イ) A B S データ、自動車プローブデータ

(ウ) その他

※ 上記オはすべてを必須の対象とするものではないものとする。

## 第 2 内容

### 1 キャッシュレス決済利用による乗降等データ集計

令和 7 年度中に利用のキャッシュレス決済の利用実績に基づき、取得した乗降データ等、生データの整理、集計及び分析を行うこと。

(1) システムからの乗降データ等の整理、集計

(2) システムからのデータのエラーチェックなどクリーニングの実施

(3) 路線別に月別、便別及び停留所別等の集計分析を行い、視認性の高い図表に加工

### 2 乗務員 OD データなど、キャッシュレス以外のデータによる補足・分析

(1) コミバス及び市営バスについてはキャッシュレスデータの補足を、地域主導バスについては主たるデータとして集計、分析を行うこと。

(2) また、アルピコ交通一般路線におけるバス車両乗降口に設置された乗降センサー (令和 6 年 4 月～) による取得データなど、キャッシュレスデータを補足できうるものについては可能な範囲で活用すること。

### 3 分析・評価検証及び報告書の作成

(1) 契約期間の各年度において、全路線の利用実績の取りまとめ、またデータ分析及び評価検証結果のアウトプットとして「分析・評価検証報告書」を作成すること。

- (2) 利用者の属性、月別、便別及び停留所別等の利用実績に係る詳細な分析に加え、見直しを実施した路線がある場合は、その内容について検証を行うこと。
- (3) 公設民営事業第2期協定（令和10年10月から令和15年9月）の中途見直しを見据え、現状の課題・問題の抽出、仮設の立証や実現可能な改善策の提案を踏まえた内容とすること。
- (4) また、令和9年度業務においては、例年のキャッシュレスデータ等の他、令和7年度に実施のPT調査他、基礎調査データを活用し、上記(3)の趣旨に資する分析を行うこととする。

#### 4 データ等の提供、照会

- (1) 分析対象のデータ等は、交通ネットワーク課を通じて提供を受けること。
- (2) また、必要なデータ等の照会は、交通ネットワーク課を通じて行うこと。

#### 5 成果品

評価検証報告書（紙1部及び電子データ）

※ 電子データは、納品後発注者による編集、加工が容易に可能となるよう、形式に配慮すること。

#### 6 支払方法

各年度における業務成果品を提出、検査完了後、業務委託料を支払うものとする。

#### 7 その他

- (1) 受注者は、本業務委託の実施に当たり、発注者と常に密接な連絡を取り、その指示を受けること。
- (2) 受注者は、本業務委託の進捗について、発注者に適宜報告をすること。
- (3) 受注者は、本業務遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 受注者は、本業務完了後、受注者の過失又は疎漏に起因する成果品の不良箇所等が発見された場合は、発注者が必要と認める訂正、補足及びその他必要な作業を速やかに受注者の負担において実施すること。
- (5) 本業務委託において、使用又は作成した成果品は、全て発注者に帰属するものであり、発注者の許可なく公表、複製、貸与及び使用してはならない。
- (6) 契約書及び本仕様書に定めのない事項は、両者で協議のうえ、決定すること。

### 第3 担当

松本市交通ネットワーク課 三井

電話 0263-34-3286 Fax 0263-34-3202

E-mail koutsu-nw@city.matsumoto.lg.jp

※ 組織改正または人事異動により担当課、担当者が変更となる場合があります。

## 【別紙】対象路線一覧

	路線名	区分	保有データ種別	備考
1	信大横田循環線	一般路線	地域連携IC・チケットQR・タッチ決済	
2	横田信大循環線	一般路線	地域連携IC・チケットQR・タッチ決済	
3	浅間線	一般路線	地域連携IC・チケットQR・タッチ決済	
4	新浅間線	一般路線	地域連携IC・チケットQR・タッチ決済	
5	美ヶ原温泉線	一般路線	地域連携IC・チケットQR・タッチ決済	
6	北市内線	一般路線	地域連携IC・チケットQR・タッチ決済	
7	岡田線	一般路線	地域連携IC・チケットQR・タッチ決済	
8	アルプス公園線	一般路線	地域連携IC・チケットQR・タッチ決済	
9	鹿教湯温泉線	一般路線	地域連携IC・チケットQR・タッチ決済	
10	空港今井線	一般路線	地域連携IC・チケットQR・タッチ決済	
11	大久保工場団地線・神林線	一般路線	地域連携IC・チケットQR・タッチ決済	
12	山形線	一般路線	地域連携IC・チケットQR・タッチ決済	
13	寿台線	一般路線	地域連携IC・チケットQR・タッチ決済	
14	松原線	一般路線	地域連携IC・チケットQR・タッチ決済	
15	内田線	一般路線	地域連携IC・チケットQR・タッチ決済	
16	並柳団地線	一般路線	地域連携IC・チケットQR・タッチ決済	
17	四賀線	一般路線	地域連携IC・チケットQR・タッチ決済	
18	タウンズニーカー北コース	一般路線	地域連携IC・チケットQR・タッチ決済	
19	タウンズニーカー東コース	一般路線	地域連携IC・チケットQR・タッチ決済	
20	タウンズニーカー南コース	一般路線	地域連携IC・チケットQR・タッチ決済	
21	南部循環線	一般路線	地域連携IC・チケットQR・タッチ決済	
22	合庁ライナー	一般路線	地域連携IC・チケットQR・タッチ決済	
23	松本・島内線	地域連携バス	チケットQR・タッチ決済・乗務員OD	
24	南松本・山形線	地域連携バス	チケットQR・タッチ決済・乗務員OD	
25	梓川・波田線	地域連携バス	チケットQR・タッチ決済・乗務員OD	
26	村井・山形線	地域連携バス	チケットQR・タッチ決済・乗務員OD	
27	朝日・波田線	地域連携バス	チケットQR・タッチ決済・乗務員OD	
28	四賀循環線	市営バス	チケットQR・タッチ決済・乗務員OD	タッチ決済はR7.9まで
29	奈川・安曇線	市営バス	チケットQR・タッチ決済・乗務員OD	タッチ決済はR7.9まで
30	波田循環バス	地域主導型バス	乗務員OD	
31	ほしみ線	地域主導型バス	乗務員OD	
32	入山辺線	地域主導型バス	乗務員OD	
33	中山線	地域主導型バス	乗務員OD	
34	浅間・大村線	地域主導型バス	乗務員OD	
35	島内川東乗合タクシー	地域主導型バス	乗務員OD	